琉球大学学術リポジトリ

米軍2015年戦争法マニュアルについて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部・大学院法務研究科 公開日: 2017-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樋口, 一彦, Higuchi, Kazuhiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/36725

米軍2015年戦争法マニュアルについて

樋　口　一　彦

目次

はじめに

Ⅰ　軍マニュアルの国際人道法上の位置づけ
　1 「軍マニュアル」の形態
　2 「軍マニュアル」の目的
　3 「軍マニュアル」の慣習法への影響

Ⅱ　アメリカ軍マニュアル
　1 歴史的展開
　2 アメリカ軍マニュアルの性質

Ⅲ　2015年新マニュアルの特徴
　1 第一議定書批准拒否と新マニュアル
　　(1) 第1条4項問題
　　(2) 第44条問題
　　(3) アメリカが異議を唱えるその他の規定
　2 報道関係者に関する記述改訂

おわりに

はじめに

国際人道法の研究において注目される資料として「軍マニュアル[1]」がある。一般に、諸国の政府（あるいは軍当局）が作成した国際人道法に関する解説をこう呼んでいる。国際人道法分野においては、いわゆる「法典化条約」が早くから作成され、成文法の体系が充実している。しかし、これらの条約に含まれる条文はかなりの数にのぼり、更に慣習法規を加えてのその全容の理解は容易ではない。そこで、武力紛争に関与する人々、特に軍の構成員を対象として、その内容の理解に資するように簡潔にその概要を示す手引書が望まれることとなり、主にこの目的で軍マニュアルは作成されてきた。

この実用的文書は、他方、有用な人道法研究の対象資料として重視されてきた。国際人道法に関する条約・慣習法の解説であるとしても、必然的にその中に作成国の解釈、さらにはその国の法政策が内包されているからである。

最近（2015年7月）、米軍の新たな戦争法マニュアル（*Law of War Manual*）[2]が公表された。これまでにない大部のもの（1176頁）であり、それはかつての「簡潔な手引書」ではなく、詳細な戦争法（国際人道法、武力紛争法）[3]についての分析・解釈の表明となっている。アメリカ軍の行動は、世界の中で、良くも悪くも大きな影響力を有しており、国際法形成自体にもその強い力が及びうる[4]。本稿では、「軍マニュアル」の人道法上の位置付けを踏まえた上で、この米軍新マニュアルのいくつかの論点――包括的な分析ではなく――について

---

[1] 英語では、一般に、"military manuals"と記されるが（ Prosecutor v. Tadic (Jurisdiction) Appeals Chamber. 2 October 1995, para.99. (*International Law Reports* Vol.105, p.507.), ICRC Customary international humanitarian law Vol.I (Rules) pp.xxxii, xlv-xlvi.など）、"Manuals on the Law of Armed Conflict"との表記もある(Earle A Partington, "Manuals on the Law of Armed Conflict", Max Planck Encyclopedia 2012 Vol.VI, pp.1004-1010.など)。

[2] 2015 DOD Manual（なお、後述のように、翌2016年に一部分の改訂が施されている。）

[3] 「戦争法」「国際人道法」「武力紛争法」等の用語について、樋口「ノート(1)」『琉大法学』49～54頁参照。

[4] 「米軍マニュアルに注目する者は、アメリカ国内や米国軍隊に限られない。」Stephanie Carvin, "The US Department of Defense Law of War Manual: An Update", *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol. 13 (2010), p.362.

検討を加えたい。

I　軍マニュアルの国際人道法上の位置づけ

1 「軍マニュアル」の形態

国際人道法の内容について体系的に記述した著作には、様々な種類がある。誰が作成しているか、という側面から分類すれば、まず、個々の研究者の教科書・体系書がある。次に、非政府的団体による組織的な取り組みとしての著作がある。そして、政府あるいは軍当局の責任の下に作成される文書がある。

個々の研究者の教科書・体系書については、実務的に大きな意義を有するものであっても、「学説」として位置付けられるものであり、本稿の研究対象である「軍マニュアル」とは性質を異にする。個人的な著作として作成されたものが「軍マニュアル」に取り込まれることはありうるが、そのような取り込みによってはじめて、軍マニュアルの性質を持つこととなる。著名な国際法研究者が軍マニュアルの作成を手掛けることもあった。イギリスの1914年マニュアルについてLassa Oppenheim、1958年マニュアルをHersch LauterpachtとGerald Draperが[5]、そして、アメリカの1956年マニュアルに関してRichard R. Baxterが[6]、それぞれ実質的に担当したとされる。

非政府的団体によって作成されたマニュアルについても、基本的には、個人の著作と同じ性質を有すると考えられる。最近のものとして、海戦法に関するサンレモ・マニュアル[7]、非国際武力紛争法に関するサンレモ・マニュアル[8]、空戦・ミサイル戦に関するHPCRマニュアル[9]、サイバー戦に関するタリン・マ

---

[5] UK Ministry of Defence, Manual 2004, p.vii.
[6] Hays Parks, " The US and the Laws of War ", p.3., Gary D. Solis, *The Law of Armed Conflict: International Humanitarian Law in War* (Cambridge University Press, 2010) p.81.
[7] Louise Doswald-Beck (ed.), *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea* (Cambridge University Press, 1995)（和訳：竹本正幸（監訳）『海上武力紛争法サンレモ・マニュアル 解説書』（東信堂、1997））
[8] The Manual on the Law of Non-International Armed Conflict With Commentary, *Israel Yearbook on Human Rights* Vol.36 (2006) special supplement
[9] *HPCR Manual on International Law Applicable to Air and Missile Warfare*

ニュアル[10]などがある。もちろん、多くの専門家による長年にわたる研究成果として、当該分野の条文化された解説は、極めて有用で、その優れた内容ゆえに重要視されることもある。たとえば、1994年の海戦法に関するサンレモ・マニュアルは、「海上における武力紛争に適用される今日の国際法の原則・規則の表明として[11]」高く評価され、イギリス軍のマニュアルにおいても「このサンレモ・マニュアルは有用な手引書であり、本章の多くの部分がその内容を反映している[12]」と記載される[13]。

しかし、一般に、各国の政府あるいは軍当局がその責任において作成した文書を、「軍マニュアル」と呼んでいる。数か国共同で作成されたものもここに含まれるが、そのような共同作成の軍マニュアルは、これまであまり作成されてこなかったようである[14]。ほとんどの独立国家は軍隊組織を有していると思われるが、その中で「軍マニュアル」を作成している国がどのくらいあるか、そしてその内容はどのようなものであるか、について、正確に把握することは困難である。赤十字国際委員会の慣習国際人道法研究の資料として[15]、この諸国の軍マニュアルについて広範かつ詳細な調査が行われているが、そのほとんど

---

produced by the Program on Humanitarian Policy and Conflict Research at Harvard University (Cambridge University Press, 2013)

[10] Michael N. Schmitt(ed.), *Tallinn Manual on the International Law Applicable to Cyber Warfare* (Cambridge University Press, 2013) なお、このタリン・マニュアルは、NATO（北大西洋条約機構）サイバー防衛中核施設の委嘱を受けた独立国際専門家グループによって作成されたものであるが、その個人の資格で行動するそれら専門家たちのグループの著作であり、NATOや関係国の見解を示すものではない（*ibid.*, pp.1, 11.）。

[11] Wolff Heintschel von Heinegg, "How to update the San Remo Manual on international law applicable to armed conflicts at sea", *Israel Yearbook on Human Rights* Vol.36 (2006) p.119.

[12] UK Ministry of Defence, Manual 2004, p.348., para.13.2.

[13] ドイツ軍マニュアルにおいても、この海戦法に関するサンレモ・マニュアルについて、「海戦に適用される国際法の信頼できる表明であると徐々に認識されてきている」と述べられる(Joint Service Regulation (ZDv) 15/2 (2013) p.140. para1001. note1)。他方、2009年のHPCRマニュアルについては、当該法分野についての信頼できる記述と認識されるかどうかは、まだわからない、とされる(*ibid.*, p.20. para.131.)。

[14] 北欧諸国（ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク）共通の軍マニュアル作成の試みについて、Nobuo Hayashi (ed.), National Military Manuals, pp.151-161.参照。

[15] ICRC Customary international humanitarian law, Vol.II, part2, pp.4196-4207.

のものは一般には入手困難である。またその資料の内容について、できるだけ幅広く調査の対象としているようであり、「軍マニュアル」の実質を備えているものかどうか不明のものも多い。最近ではネット上で公開されているものも増えてきてはいるが、それでも入手・参照可能なものは多くない。さらに、これらの「軍マニュアル」は基本的に国内文書であり、当該国の言語で作成されることが基本であるため、言語面でも調査・参照において困難な問題がある。

2 「軍マニュアル」の目的

政府当局が自国軍隊向けに軍マニュアルを作成する第一の目的は、自国軍隊による国際人道法履行を確保することにある。従って、その対象者は、まず何よりも、自国軍隊の構成員である。そして、大部で詳細なマニュアルは、法務官や上級将校を対象とし、簡略な記述のものは一般兵士に向けられる。この点について、諸国のマニュアルでは以下のように記される。

「本規則書の目的は、スイス軍幹部に対して、武力紛争時における行動に関する最も重要な諸規則の概要を示すことである。個々の問題に対処するためには、あるいは、疑いのある場合には、国際諸条約の全文を参照するべきである。[16]」（1987年版スイス軍マニュアル）

「本マニュアルは、理論的著作ではなく、軍の具体的な関心事に対応するための作業文書である。・・・本マニュアルは、参考的な価値のみを有しており、法的な効力を有する根拠条文ではない。[17]」（フランス軍マニュアル）

「ADDP 06.4—Law of Armed Conflictは、武力紛争におけるオーストラリア国防軍活動の計画・行動のために、司令官に指針を示し、そして、オーストラリア国防軍構成員の責任および義務について詳述する。[18]」（オーストラリア軍マニュアル）

---

[16] Armée Suisse, *Règlement 51.7/II f, Lois et coutumes de la guerre*, p.III.
[17] Ministère de la Défense, *Manuel du droit des conflits armés* (Édition 2012) pp.3-4.
[18] *ADDP 06.4—Law of Armed Conflict* p.iii.

「The Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Levels は、武力紛争法に関する実務上の出版物であり、司令官、参謀そして武力紛争法教官のための実用教範となることを目的とする。本マニュアルは・・・武力紛争法に関するすべてのカナダ軍構成員の訓練に必要な教育計画の準備のための主たる原典として使用されるよう作成されている。・・・The Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Levels は、the Code of Conduct for CF Personnel を補完する出版物であり、この Code of Conduct を詳述するものである。本 Code of Conduct は、武力紛争法に関するカナダ軍の方針に従い、カナダの国内活動以外のすべてのカナダの軍事活動に参加するすべてのカナダ軍構成員によって、最小限度、適用されなければならない武力紛争法の基本原則および精神を示している。[19]」「カナダ軍構成員は、武力紛争法を構成する諸条約や国際慣習の詳細についてすべてを知っていることを期待されない。しかしながら、少なくとも、その基本原則を知っていることを期待される。・・・これらの武力紛争法の諸原則が、本 Code of Conduct に示されている。[20]」（カナダ軍マニュアル）

「本服務規則は、すべての指揮階級下にある軍要員・文民要員のためのマニュアルであり、武力紛争法を対象とする。本規則は、・・・国際法についての軍要員教育の重要な基礎となる。[21]」（ドイツ軍マニュアル）

「本マニュアルは、この法体系についての連合王国軍要員教育の基礎となり、そして、実務的意思決定のための情報源として広く用いられるであろう。[22]」（イギリス軍マニュアル）

武力紛争に適用される国際法について、各国がその解説書を作成し、自軍の指揮官・兵士の教育用に使用することは、その遵守確保手段として望ましいものである。1907 ハーグ陸戦条約第 1 条において「締約國ハ其ノ陸軍軍隊ニ對シ本條約ニ附屬スル陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則ニ適合スル訓令ヲ發スヘシ[23]」

---

[19] B-GJ-005-104/FP-021 p.i.
[20] *Code of Conduct for CF Personnel*, B-GG-005-027/AF-023, p.1-2., para.8.
[21] Joint Service Regulation (ZDv) 15/2 (2013) p.4., para.1.
[22] UK Ministry of Defence, Manual 2004 p.v., Foreword
[23] 『官報 號外』明治 45 年 1 月 13 日 24 頁　（なお、1899 年のハーグ陸戦条約第 1 条

と規定される。この訓令（instructions）は軍マニュアルそのものを指しているわけではないが、その趣旨に合致するものである[24]。すなわち、条約規定の履行確保の手段として、軍隊内（さらには国民一般）に条約規定の周知の必要性を述べているのであり、同じ趣旨の規定は、1906年ジュネーヴ条約第26条[25]、1929年ジュネーヴ赤十字条約第27条[26]、1949年諸条約第47/48/127/144条[27]、1977年第一議定書第80条2項、第83条[28]などに引き継がれる。そしてこの周知方法について、1949年諸条約（第47/48/127/144条）・1977年第一議定書（第83条）において、軍隊内外の教育において諸条約・議定書の学習を取り入れるべきことが規定される。その具体的な方法については各締約国に委ねられているが、「実際、諸国は、国際人道法に関する軍マニュアルや、その他の標準参照資料を発行している。[29]」

「軍マニュアル」には、上級士官を対象としたかなり詳細なもの[30]もあれば、兵士用に要点のみを記した簡略な内容のもの[31]もある。その簡略なマニュアルは「軍マニュアル」に該当しない、との説明もあるが[32]、人道法研究における有用性は低いけれども、軍マニュアルの定義から除く必要はない[33]。

軍マニュアルの目的として、次に、人道法の個々の論点についての自国の解釈や政策表明を示すことがある。「（カナダ軍マニュアル）は、慣習国際法およ

も同旨　『官報』第5219号 明治33年11月22日321頁）

[24] Emily Crawford and Alison Pert, *International Humanitarian Law* (Cambridge University Press , 2015) p.238.

[25] 『官報』第7487号 明治41年6月12日280頁

[26] 『官報』第2452号 昭和10年3月8日221頁

[27] 『官報 号外』第75号 昭和28年10月21日5、12、27、45～46頁

[28] 『官報 号外』第196号 平成16年9月3日15～16頁

[29] ICRC 1949年ジュネーヴ第一条約2016年新コメンタリー 第47条 paras.26-27.

[30] アメリカ軍の2015年新マニュアルのほか、本稿で引用する多くのマニュアル（イギリス軍、カナダ軍、オーストラリア軍、ドイツ軍など）がこの種類に属する。

[31] たとえば、スイス軍の *Merkblatt 51.007/IIId, Die zehn Grundregeln des Kriegsvölkerrechts* (Gültig ab 01.07.2005)

[32] Earle A Partington, "Manuals on the Law of Armed Conflict", Max Planck Encyclopedia 2012 Vol.VI, pp.1005-1006.

[33] 「軍マニュアルが法務官用である必要はない。・・・むしろ、戦闘員や戦闘部隊指揮官は複雑な法文書を読む時間・能力を有しないのであり、明確な指針が必要とされる。」Roberta Arnold, "Military Manuals and Criminal Provisions of the LOAC: The Swiss Example", Nobuo Hayashi (ed.), National Military Manuals, p.120.

びカナダを拘束する諸条約に基づく武力紛争法のカナダの見方でもある。[34]」、「本マニュアルの公刊は、武力紛争法上の義務についての連合王国の解釈を公に述べるさらなる方策である、と理解されなければならない。[35]」、「本規則は、本規則発令時における連邦国防省の見解から武力紛争法を記述している[36]」などと記述される。たとえこのような記述がなくても、特にそうではない旨の断り書きがなければ、その内容は発行当局の見解表明と解されるものである。そして、さらに、その自国の理解・解釈が諸国に受け入れられ、その一般化を先導する狙いがあるとも考えられる。

3 「軍マニュアル」の慣習法への影響

「軍マニュアル」は、前述のように、直接的には自軍の人道法遵守確保のための一手段であるが、それが当該国家の国際人道法上の個々の問題についての公式かつ明確な見解表明であることから、慣習国際人道法の形成・解釈について必然的に影響を及ぼすこととなる。国際慣習法（慣習国際法）の成立要素として、一般に、法的信念と国家慣行が必要とされる。この「軍マニュアル」（の記述）は、法的信念と考えられるのか[37]、それとも国家慣行（国家実行[38]）とみることができるのか[39]。あるいは、その両方の側面を含むものと位置づけることができるのか[40]。国際慣習法形成の要素としての法的信念と国家慣行は、多

---

[34] B-GJ-005-104/FP-021 p.i.
[35] UK Ministry of Defence, Manual 2004 , p.v., Foreword
[36] Joint Service Regulation (ZDv) 15/2 (2013) p.4., para.1.
[37] David Turns, " Military Manuals and the Customary Law of Armed Conflict", Nobuo Hayashi (ed.), National Military Manuals, pp.66-67.
[38] 英語の"practice"は、「慣行」とも「実行」とも訳されるが、個々の行為を意味する際には「実行」と訳し、多くの行為をまとめて表す場合には「慣行」と表現することとしたい。
[39] Earle A Partington, "Manuals on the Law of Armed Conflict", Max Planck Encyclopedia 2012 Vol.VI, pp.1005-1006., paras.4, 12., Yoram Dinstein, *The Conduct of Hostilities under the Law of International Armed Conflict, Second Edition* (Cambridge University Press, 2010.) p.10.
[40] Charles Garraway, "The Use and Abuse of Military Manuals", *Yearbook of International Humanitarian Law* Vol.7 (2004) p.431.

分に概念的な区別[41]であり、「軍マニュアル」がその両者の要素を含むものと考えることも可能であろう[42]。諸判例においても、「何が慣行で何が法的信念かという点を厳格に示すことなく、総体的なあるいは結論的な判断だけを示すケースが増える傾向にある[43]」との指摘もなされる。ここで、「国家実行」には、「生の国家実行」と「法的信念を伴う国家実行」があることに注意を払わなければならない。人道法について言えば、戦場での軍隊の個々の行動ひとつひとつが「生の国家実行」である。この「生の国家実行」には、その行動について国際法上合法的な行動として国際的に主張するものであるのか、それとも、違法な行動として矯正すべきものととらえるのか、いずれであるか明らかでないものも含まれる。他方、軍マニュアルの作成・公表は、これ自体が国家実行であるのみならず、その内容の国際法上の合法性の認識の内包される「法的信念を伴う国家実行」である、と評価されうる[44]。

赤十字国際委員会（ICRC）によって取り組まれた慣習国際人道法研究[45]（「ICRC 慣習法研究」）において、慣習法の存在・内容の認定に際して、諸国の軍マニュアルが多用されている。このことについて、アメリカ国務省および国防総省の法務官から、批判的な書簡が示された。「ICRC 慣習法研究は、武力紛争中の国家による実際の行動慣行ではなくて、国家によって公表された軍マニュアルやその他の指針のような文書資料に重きを置きすぎている。……国家

---

41 国連国際法委員会(ILC)によって2016年に採択（第一読）された「慣習国際法認定に関する諸結論草案」(A/71/10, pp.76-79.)において、「一般的な慣行」と「法的信念」のそれぞれについて具体的な例を挙げているが、両方に含まれる例も多く、その区別は概念的相対的である。「このふたつの構成要素は、実際、絡み合っているけれども（実行がある意図の下になされることもある）、それぞれの要素は、慣習国際法規則の認定においては、概念的に区別されるものである。」（*ibid.*, p.86., para.6.） なお、このILC草案において法的信念の例に挙げられる「公式出版物」について（結論10 第2項）、その注釈において、「軍マニュアル」に言及される（*ibid.*, p.100., para.5.）。

42 ICRC慣習法研究（後述）において、軍マニュアルは国家慣行に含まれるとしながら、法的信念の表明でもあり、「本研究の作業において、慣行の要素と法的信念の要素を厳密に区別することは極めて困難で、概して理論的なものであることが判明した。多くの場合、同一の行為が慣行と法的信念を反映している。」と解説される（ICRC Customary international humanitarian law, Vol. I, Rules, pp.xxxii, xl.）。

43 田中則夫「慣習法の形成・認定過程の変容と国家の役割」『国際法外交雑誌』第100巻4号16－17頁

44 樋口「1977年ジュネーヴ諸条約追加議定書と慣習国際人道法」389頁

45 ICRC Customary international humanitarian law

の軍マニュアルは、しばしば（適切に）その国が当事国となっている条約の下でその国に適用される諸要件を列挙するものである。条約規則実施のための軍マニュアル規定に依拠することは、それらの条約規則が条約とは無関係の慣習国際法事項として適用される弱い証拠となるに過ぎない。諸国は、しばしばその軍マニュアルの中に、法的というより政治的な理由での指導を含めることがある。[46]」この書簡に述べられるように、軍マニュアルは、現行法のみの解説ではなく、さらに、政策的な行動選択も含みうる。個々の人道法規則の慣習法性の評価に際して軍マニュアルを参照する場合、このことは、もちろん、理解しておかなければならない。

さらに、この軍マニュアルを慣習法の存否やその内容についての判断材料とする場合、もう一つの注意点がある。容易に参照可能で、かつ、充実した内容の軍マニュアルは、欧米先進国、特に、アメリカおよびその密接な関係にある国のもの[47]であることが多く、その他の諸国・地域のものは、存在しないか、あるいは入手困難で、人道法の諸文献において検討の対象とされ難い、という偏りが見られることである。旧ユーゴ国際刑事裁判所の先例的事件であるタジッチ事件判決においても、言及・引用されているのは、これらの諸国（アメリカ、イギリス、ドイツ、ニュージーランド）のマニュアルである[48]。このことは人道法に限らず、国際法の他の多くの分野でも見られることであり、やむを得ない面もあろうけれども、やはり問題点の一つとして意識に留めておくべきである。

---

[46] Letter from John Bellinger Ⅲ, Legal Adviser, U.S. Dept. of State, and William J. Haynes, General Counsel, U.S. Depart. Of Defense, to Dr. Jakob Kellenberger, President, International Committee of the Red Cross, regarding Customary International Law Study, *International Legal Materials* Vol.46, No.3, (2007) pp.515-516.

[47] そして、これらの国（アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、イギリス）の各代表者間で、新マニュアル作成について、非公式の協議を重ねてきたことが指摘される（Hays Parks, " The US and the Laws of War " pp.5, 8-9. , UK Ministry of Defence, Manual 2004, p.ix.）。

[48] Prosecutor *v.* Tadic (Jurisdiction) *International Criminal Tribunal for Former Yugoslavia, Appeals Chamber.* 2 *October* 1995, para.131., *International Law Reports* Vol.105., pp.521-522. 第二次大戦後の戦争犯罪裁判においても、特に重視されたのがアメリカとイギリスのマニュアルであった。(The United Nations War Crimes Commission, *Law Reports of Trials of War Criminals*, Vol.15, pp.21-22)

Ⅱ　アメリカの軍マニュアル

1 歴史的展開

アメリカは、これまで、先駆的かつ豊富に軍マニュアルを作成してきた国である。戦争法・人道法の法典化の先例として名高い1863年リーバー・コード[49]は、その後の陸戦マニュアルの基礎ともなった[50]。1914年に作成された軍マニュアル（陸戦規則 Rules of Land Warfare）において、このリーバー・コードとの継続性が述べられている[51]。1914年陸戦規則[52]は、その後、1934年[53]および1940年[54]に改訂された。そして1944年に上官命令に関する部分について改正された[55]後、1956年に新たな陸戦マニュアル[56]が作成された。1976年に若干の部分について改正が施された[57]ものの、2015年の新マニュアルが出されるまで、陸戦法についてはこの1956年マニュアルが現行マニュアルとして用いられた。

海戦については、1900年に海戦コード[58]が作成されたが、1904年に大統領

---

[49] この和訳として、樋口「ノート(1)」63～96頁

[50] Thomas Erskine Holland, *The Laws of War on Land (written and unwritten)* (Oxford, 1908) pp.71-73.

[51] 「リーバー・コードに含まれる重要なすべての部分が、本マニュアルに取り込まれている。可能な限り、元の文章がここでも使用されている。」War Department: Office of the Chief Staff, *Rules of Land Warfare* (Washington Government Printing Office, 1917) p.7.

[52] 僅かの修正が直後に加えられている（Rules of Land Warfare, Changes No.1., War Department, Washington, May 11, 1915)

[53] *Basic Field Manual, Volume VII, Military Law, part two, Rules of Land Warfare* (U.S.GPO, 1934)

[54] *FM 27-10 War Department Field Manual, Rules of Land Warfare* (War Department , 1940)

[55] この点について、樋口「ノート(7)」165頁参照。

[56] *FM 27-10 The Law of Land Warfare* (Department of the Army, 1956)

[57] FM 27-10 C 1, Change No.1, Headquarters Department of the Army, Washington, D.C., 15 July 1976

[58] The United States Naval War Code of 1900—The Laws and Usages of War at Sea-., General Orders No.551., Navy Department, Washington, June 27, 1900. (Naval War College, *International Law Discussions, 1903* (Government Printing Office, 1904) pp.101-114.)

指令により廃止されている[59]。その後、1955年に海戦マニュアル[60]が作成され、さらに1987年には新たな海戦マニュアル[61]がつくられた。この1987年版について1995年[62]および2007年[63]に改訂が施された。なお、1997年注釈追補版[64]は1995年版の本文に詳細な注釈を加えたものである。但し、1995年版本文は、公式出版物として、平時・戦時の軍の行動を規律する国際規範についての合衆国の見解を表明するものであるが[65]、この注釈追補版の注釈は、海軍省あるいは米国政府の公式の政策あるいは見解を示すものと理解されてはならない、と説明されている[66]。

空軍については、かなり詳細な1976年版[67]があり、1980年[68]には少し簡略なマニュアルが作成されている。

---

[59] General Order No.150., Navy Department, Washington, February 4, 1904. (*ibid.*, p.101.) 廃止の理由について、この海戦コードの若干の規則が「合衆国と外国との戦争において、特に、これらの規則が他の諸国に対して拘束力を有しないことにより、アメリカ海軍士官を不必要に束縛する」と考えられたため、と説明される (James Garner, *International Law and the World War* Vol.1 (Longmans, Green and Co., 1920) p.9.)。

[60] Law of Naval Warfare,(*International Law Studies 1955* Vol.XLX pp.357-422.) 本マニュアルの性質について、アメリカ海軍公式のマニュアルであり、海軍業務の情報および指導のために作成された、と説明される (*ibid.*, p.v.)。

[61] The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations NWP 9 (Rev. A) FMFM 1-10 (*International Law Studies* Vol.64, pp.385-508.) (和訳：竹本正幸 他「米国海軍省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』(1)～(6)・完」『関西大学 法学論集』第40号第3号～第41巻第2号)

[62] The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (NWP 1-14M/MCWP 5-2.1/ COMDTPUB P5800.1) *International Law Studies* Vol.73

[63] NWP 1-14M/MCWP 5-12.1/COMDTPUB P5800.7A, The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (July 2007)

[64] Annotated Supplement to The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (*International Law Studies* Vol.73)

[65] *Ibid.*, Foreword

[66] *Ibid.*, Foreword, Introductory note (p.iii.)

[67] International Law－The Conduct of Armed Conflict and Air Operations, Air Force Pamphlet 110-31, Dep't of the Air Force, 19 Nov. 1976 本書は「空軍によって出版された武力紛争法に関する初めての包括的なマニュアル」である (William V. O'Brien, Book Review *Virginia Journal of International Law* Vol.17, No.3. (1977) p.583.)

[68] Air Force Pamphlet (AFP) 110-34, Judge Advocate General, Commander's Handbook on the Law of Armed Conflict (Department of the Air Force, 25 July 1980) (和訳：岩本誠吾「アメリカ空軍省作成の『指揮官のための武力紛争法便覧(I)(II)』」『新防衛論集』第17巻第1号・第2号) この1976年版と1980年版の違いについて、岩本の解説参照 (同第17巻第1号86～87頁)。

このように、これまでの米軍のマニュアルは、その組織別そしてその分野別に陸戦（陸軍）、海戦（海軍）、空戦（空軍）、それぞれで作成されていたが、新たな2015年版は国防総省作成による陸海空包括型であるという特徴を持つ[69]。

2 アメリカ軍マニュアルの性質

アメリカ軍のマニュアルは、その性質において、法的拘束力を有する法規範なのか、人道法・武力紛争法についてのアメリカによる法解釈か、それともアメリカの法政策の表明であるのか。軍マニュアル自体に以下の説明がある。

「本陸戦規則(Rules of Land Warfare)は、合衆国陸軍将校用に作成されたものである。（条約文の――訳者註）公式の訳文は、本文の他の部分から区別するために、太字で印字されている。この『他の部分』の多くは解説的なものであるが、しかし、その大部分はハーグ・ジュネーヴ諸条約が沈黙しているかまたは不十分である事柄についての現行法を示すものと考えられる。ハーグ・ジュネーヴ諸条約の条文に多くの追加を施すことは必要である。これらの条約がその対象事項について網羅的に扱ってはいないからである。[70]」

「本マニュアルの目的は、陸戦に適用される慣習法および条約について、そして、交戦国と中立国との間の関係について、信頼できる指針を軍要員に示すことである。ここに含まれる法原則には、陸戦同様に、海戦・空戦にも適用されるものもあるが、海戦・空戦に特有な規則については、本マニュアルは、陸軍

---

[69] なお、これらの軍マニュアルのほかに"Operational Law Handbook"がある。近年、ほぼ毎年改訂されている。そのまえがきにおいて、本文書は「各種法源の拘束力ある適用に関する合衆国の方針の公式の表明ではない」（傍点の部分は原文では大文字、下線部分は原文では太字）、との断り書きがある（*Operational Law Handbook 2015* (International and Operational Law Department, The Judge Advocate General's Legal Center and School) p.i.）。この Operational Law Handbook について、岩本誠吾「米陸軍法務総監法務センター・法務学校作成の『作戦法規便覧 2006年版』(1)～(4)」『産大法学』第40巻3・4号～第41巻3号参照。また、" Air Force Operations and the Law (Judge Advocate General's School)" （最新のものは2014年発行の第3版）についても、「補助的性質のものであり、具体的な事案についての行動の基礎として用いるものではない」との注意書きがある（p.i.）。

[70] *Rules of Land Warfare*,(War Department, 1917) p.7.

の活動に何らかの直接的な関係を有する限りにおいて、取り扱うこととする。本マニュアルは、合衆国陸軍の公式出版物である。しかしながら、本マニュアルの諸規定は、法規ではなく、また、合衆国が当事国となっている諸条約の条文でもなく、従って、戦争法を適用する裁判所を拘束するものではない。しかしながら、そのような諸規定は、慣習・慣行上の諸問題に関係する限りで、証拠上の価値を有する。[71]」

「海軍省出版物ではあるが、『海戦法(Law of Naval Warfare)』は、戦争法規を適用する諸法廷に対して拘束力を有する法令文書であるとは考えられない。（注：第二次大戦後に行われた戦争犯罪裁判において、英国や合衆国の軍マニュアルのような公式の出版物の性質の問題が、様々の機会に生じた。諸法廷は、これらの出版物を『法の権威ある表明』と認識し、軍マニュアル諸規定に従って行動されることで国家慣行が形成され、それ自体が国際法の源となるが、しかし、これらの出版物は立法文書ではなく、公式の拘束力を有していない、とも述べた。従って、軍マニュアルの諸規定は、現行法を明確に解釈しようと試みるものであるけれども、その現行法の正確な内容についての当該法廷の見解によって、受け入れられ、あるいは拒絶されうる。）[72]」

「本マニュアルは、個人あるいは国防総省一部機関の見解ではなく、国防総省の組織的出版物であり、国防総省の見解を示すものである。本マニュアルにおいて心がけられたことは、この法に関連する権威ある典拠に基づく適切な法的理解――そのような典拠に基づいて国防総省あるいは合衆国政府によって発展させられた理解を含む――を述べること、そして、引用された典拠において戦争法適用に関する過去の国防総省あるいは合衆国の実行を示すこと、である。[73]」

以上の記述から、アメリカの軍マニュアルは公式の出版物であるが、その性質上、法規としての拘束力を持つものではなく、それゆえ、裁判準則となるものではないことが示される。基本的に、アメリカによる人道法（戦争法・武力

---

[71] *FM 27-10 The Law of Land Warfare* (Department of the Army, 1956) p.3., para.1.
[72] Law of Naval Warfare, para.110. (*International Law Studies 1955 Vol.XLX* pp.359, 361.)
[73] 2015 DOD Manual, Preface p.v.

紛争法）の解釈を示すものであるが、そこにはアメリカの法政策の要素も同時に含まれうる。もちろん、法の「解釈」には解釈者の「主張」を必然的に含みうるものであるが、軍マニュアルには解釈を越えた政策的表明であることを自覚的に含む場合もありうる。たとえば、非国際的武力紛争においても国際的武力紛争の場合と同一の規則の適用を規定することがあるが、これは法的な義務としてではなく政策的に選択するものである、と[74]。

Ⅲ　2015年新マニュアルの特徴

1 第一議定書批准拒否と新マニュアル

1949年ジュネーヴ四条約およびその追加議定書が、国際人道法分野における基本的な法典化条約に含まれることは、いうまでもない。特に、1977年の第一議定書は、戦争の手段・方法について、1907年のハーグ陸戦規則を改訂・発展させたものとして、非常に重要な位置を占める。1977年以後に作成される軍マニュアルがこの1977年第一議定書の内容を取り込むことは、当然のことと考えられる。しかし、アメリカは、1987年にこの第一議定書の批准を行なわないと決定し、現在に至っている。第一議定書の中には慣習法の表明と見られる規定や、好ましい発展と考えられる規定もある一方で、留保・了解によっては矯正されえない根本的な欠陥が存在する、というのがその理由である[75]。本決定は、公式には覆されていない。しかし、その後約30年が経過し、かつ、国防・外交面で米国との親密な関係を持つ国を含む世界の大多数の諸国がこの議定書の当事国となっている[76]現在、アメリカがこのかつての判断のいかなる部分を維持し、いかなる部分を見直しているかについて関心が向けられる。新マニュアルの記述から、この点について、ある程度窺い知ることが可能である。本節は、この視点から2015年マニュアルを分析したい。

---

[74] 樋口「1977年ジュネーヴ諸条約追加議定書と慣習国際人道法」388～389頁参照
[75] 詳しくは、樋口「アメリカの批准拒否」参照。
[76] 2014年のパレスチナ国加入時点で、174か国（寄託者スイス政府資料より https://www.eda.admin.ch/content/dam/eda/fr/documents/aussenpolitik/voelkerrecht/geneve/1977-PROT-1_fr.pdf）

(1) 第 1 条 4 項問題

アメリカの第一議定書批准拒否の第一の理由が、この第 1 条 4 項の問題である。本条項は、いわゆる民族解放戦争を国際的武力紛争として性格付けるものである[77]。当初、西側諸国の多くは、この性格付けに反対していたが、第一議定書の批准・加入において留保を附す国はなく、若干国が宣言を附すにとどまっている[78]。またこの第 1 条 4 項を補完する条項が第 96 条 3 項であり、本条項について数か国による宣言がある[79]。アメリカは追加議定書の署名に際していくつかの「了解」を表明しているが、第一議定書第 1 条 4 項および第 96 条 3 項に関連する事項は含まれなかった[80]。ただし、同様の規定を含む特定通常兵器禁止制限条約（CCW）[81]については、アメリカは当該条項に留保を附している[82]。この点について 2015 年マニュアルでは「CCW 第 7 条 4 項(b)についての合衆国の留保は、民族解放運動団体に関する第一議定書第 1 条 4 項に対する合衆国の従来からの異議に沿ったものである。」と述べられる[83]。しかし、この第 1 条 4 項の規定は、第 44 条の規定とともに「性質上きわめて根本的なものであるために、留保によって矯正されえない」として、第一議定書を批准しない主な理由とされていたのである[84]。

2015 年新マニュアルにおいて、この民族解放戦争をめぐる問題に関する記述は次のとおりである。

「第一議定書は『人民の自決の権利の行使として人民が植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争』を国際的武力紛争として

77 樋口「ノート(2)」57～59 頁
78 フランス、スペイン、イギリス（Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, pp.800, 813, 816.）
79 ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、アイルランド、韓国、スペイン、イギリス（Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, pp.796, 798, 801, 803, 805-806, 808, 813, 816）
80 Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, pp.817-818.
81 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約（公定訳：『官報』（号外第 75 号）昭和 58 年 9 月 16 日）
82 「条約第 7 条 4 項(b)は、合衆国について適用されない。」（Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, p.221.）
83 2015 DOD Manual, p.1168., para.19.21.1.2
84 樋口「アメリカの批准拒否」48 頁

扱う。合衆国は、本規定が国際的武力紛争の諸規定の適用を主観的かつ政治化された基準に依拠させ、国際紛争と非国際紛争の区別を取り去るものとして、強く反対してきた。合衆国は、これらの形態の紛争は非国際的武力紛争であると理解してきている。・・・合衆国は、第一議定書の本規定を慣習国際法として扱うことは適切ではない、との見解を表明してきた。[85]」

自決の権利を行使する「人民」とは具体的に誰なのかは、今なお明確な答えのない難問であり、この規定の慣習法としての性質を否定するアメリカの態度表明自体は、特に非難されるものではない。2015年マニュアルでは、かつての見解と異なり、第一議定書が「テロリストを利する」との批判を控えており、これは歓迎すべき点である。

(2) 第44条問題

アメリカが第一議定書の批准を行わないとした第二の理由は、その第44条の戦闘員の資格規定についての異論にある。第一議定書においては戦闘員の地位を認められるための条件を緩和したが[86]、これが文民たる住民の保護を危うくさせる、との批判である。2015年マニュアルでは、このことがアメリカの第一議定書批准拒否の主たる理由である、とされる。「第一議定書は、その当事者に関して、国家の軍隊の一部を成さない武装集団が戦闘員の地位を保有する条件を変更した。合衆国は、これらの変更が戦闘員の地位の特権を得る要件を緩和したことに反対し、主にこの理由によって、第一議定書の批准を行わなかった。主たる懸念は、これらの変更が文民たる住民の保護を低下させる度合いにある。合衆国は、第一議定書の本条項が慣習国際法として扱われることは適切ではない、との見解を表明してきた。[87]」

第44条の、特に、3項第2文の規定について、ゲリラ戦に対峙する対ゲリラ作戦部隊にとって軍事上の重要な利益にかかわりがあり、その規定の意味につ

---

[85] 2015 DOD Manual, pp.77-78., para.3.3.4.
[86] この問題について、詳しくは、樋口一彦「一九七七年ジュネーヴ諸条約第一追加議定書における戦闘員の資格（一）（二・完）」『関西大学大学院 法学ジャーナル』第44・45号参照。
[87] 2015 DOD Manual, p.120, para.4.6.1.2

いて多くの国（旧西側諸国）の宣言の対象となっている[88]。この第一議定書の戦闘員の資格に関する新規定が既に慣習法となっているかどうかは必ずしも明らかではないが、旧規定（1907 年ハーグ陸戦規則や 1949 年ジュネーヴ捕虜条約に規定される伝統的規定）が依然として慣習法である、とも言い難い[89]。アメリカと同様の懸念を共有していた諸国の多くは、受け入れ可能な解釈を明確にして第一議定書の締約国となっており、その解釈の慣習法化を目論んでいるともいえる。そして、その解釈に異議を唱える解釈・宣言は、いずれの国からも示されていない。本条項は慣習法ではない、とだけ述べる今回のアメリカのマニュアルの記述が慣習法規則形成に与える影響力は、決して大きなものではないと思われる。

(3) アメリカが異議を唱えるその他の規定

アメリカが反対の意を示す第一議定書の規定の例として、以下の問題を扱う規定が挙げられる[90]：

・民族解放運動団体
・傭兵
・危険な力を内蔵する工作物・施設
・合法的な戦闘員の地位の基準
・自己を区別する戦闘員の義務
・環境保護
・攻撃行為の際の文民の地位に有利な推定
・軍事行動を掩護し、有利にし、保護し、若しくは妨げるために、敵の旗、記章または制服を使用することの禁止
・復仇

以上の中で、「民族解放運動団体、合法的な戦闘員の地位の基準、自己を区別す

88 詳しくは、樋口一彦「一九七七年ジュネーヴ諸条約第一追加議定書における戦闘員の資格（二・完）」　『関西大学大学院 法学ジャーナル』第 45 号参照。
89 ICRC 慣習法研究の規則 106 においては、第一議定書第 44 条 2 項・3 項の原則部分のみを慣習法とし、3 項第 2 文の例外規定についての言及はない（ICRC Customary international humanitarian law, Vol. I, Rules, p.384.）。
90 2015 DOD Manual, p.1162, para.19.20.1.5

る戦闘員の義務」については、上述の第1条4項および第44条で扱われる問題である。これらを除けば、傭兵、危険な威力を内蔵する施設、環境保護、攻撃行為の際の文民の地位に有利な推定、軍事行動の掩護等のための敵の旗・記章・制服の使用の禁止、そして復仇が、その他に含まれる問題である。

まず、傭兵について、第一議定書において傭兵の戦闘員資格が否定された（第47条）[91]。このことについて、「1960年以後のサハラ以南のアフリカ地域における武力紛争において活動した傭兵集団を非難する諸国の意向を受けた[92]」として批判の対象としているが、同時に、「しかし、第一議定書は『傭兵』を極めて狭く定義[93]」しており、紛争当事国の軍隊構成員は傭兵に当たらないことも指摘している。この第47条の設けられた経緯について不快感を示しながらも、実際的な問題はあまりないことを認識していると思われる。

危険な力を内蔵する工作物・施設[94]、すなわち、ダム、堤防および原子力発電所に関しては、これらが軍事目標であっても「これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは」攻撃してはならない（第56条1項）。これは通常の区別・比例規則の適用から逸脱しており、国際的武力紛争および非国際的武力紛争に適用される慣習国際法を反映するものではなく、合衆国は本規定に反対する旨述べられる[95]。但し、同趣旨の規定は第二議定書にも含まれており（第15条）、この第二議定書の規定については特に問題とされていない。この点について、第一議定書を批准しないで第二議定書のみを批准すると決定した1987年の行政部の判断において、内戦においては危険な力を内蔵する工作物・施設を攻撃する選択肢を残すことは、国際的武力紛争におけるほど重要性はないと考えられた、との説明がある[96]。

環境保護に関して問題とされる第一議定書の条文は、第35条3項および第55条である。合衆国はこれらの規定を受け入れておらず、「これらの規定は過

---

91 この問題について、樋口「ノート(3)」191頁参照。
92 2015 DOD Manual, p.170, para.4.21.1
93 *Ibid.*, p.171.
94 この問題について、樋口「ノート(4)」89～90頁参照。
95 2015 DOD Manual, pp.247-248, para.5.13.1
96 *Ibid.*, p.1034, para.17.7.1

度に幅広くかつ曖昧で、慣習法の一部を成すものではない。第一議定書第 35 条 3 項および第 55 条は、そのような兵器の使用が予期される具体的かつ直接の全体的な軍事的利益に比して明らかに過剰である場合においてのみ禁止される、との認識を欠いている[97]」と。これらの条文についてイギリス、フランス、そしてアイルランドが、批准・加入時に宣言を附している。このうち、アイルランドの宣言は、これらの条文の問題点を述べるというより、むしろその意義を積極的に評価する[98]。イギリス[99]およびフランス[100]の宣言は、戦闘の方法あるいは手段の使用から生じる環境損害の危険性は、その評価時に入手可能であった情報に基づいて客観的に判断されなければならない、との同じ趣旨を述べるものである。本条の射程範囲については必ずしも明確ではないが、諸国の強い批判・懸念の対象とはなっていない[101]。

「攻撃行為の際の文民の地位に有利な推定」というのは、疑義のある場合に文民・民用物と推定されることであり、第一議定書第 50 条 1 項および第 52 条 3 項に規定される。2015 年マニュアルでは、慣習国際法上このような法的推定は存在せず、疑いのある場合でも自ら利用し得る情報に基づいて行動することを妨げられない、と記述される[102]。この点についてイギリス[103]およびフランス[104]は、指揮下の部隊の安全を守りあるいはその軍事状況を保持する指揮官の義務とは両立しえないような決定を、指揮官が占める状況及び情報に従って行わなければならない、とは解釈されえない旨の宣言を示している。「疑いのある場合の文民の地位の法的推定は、戦争の現実を考慮しない水準の確実さを求めうる。[105]」との懸念を本マニュアルは示すが、軍事目標の概念は、その時の状況によって異なりうるきわめて流動的なものである[106]。

「軍事行動を掩護し、有利にし、保護し、若しくは妨げるために、敵の旗、記

97 *Ibid.*, pp.354-355, para.6.10.3.1
98 Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, pp.804-805.
99 Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, p.816.
100 Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, p.800.
101 自然環境保護に関する両条文について、樋口「ノート(5)」348～351 頁参照。
102 2015 DOD Manual, p.197., para.5.5.3.2
103 Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, p.816
104 Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, p.801
105 2015 DOD Manual, p.197., para.5.5.3.2
106 樋口「ノート(4)」83 頁

章または制服を使用することの禁止」は、第一議定書第39条2項に規定される。この規定で禁止される内容が不明確であり、そして、本規則は慣習国際法の一部を成すものではなく、合衆国軍要員はこのより制限的な規則に従わない、と記される。カナダは本条項を留保し、その禁止による拘束を受けないとしている[107]。敵の紛争当事者の旗、標章、記章、制服の使用の禁止は全面的なものではなく、その禁止の範囲に疑問の余地はありうる[108]。

第一議定書における復仇禁止の拡大については、アメリカは当初から疑問視してきた[109]。イギリスは、第一議定書第51条～第55条までの復仇禁止規定について留保を附し、厳密な条件の下に復仇行使を行う可能性を明言している[110]。エジプト、フランス、ドイツ、イタリアもこの問題について言及しているが、国際法上許される手段によるとしており、復仇を含むかどうかについては、必ずしも明らかではない[111]。

総じて、第一議定書の中のアメリカが問題とする諸規定について、1987年時点での行政部の判断を尊重した形で記述されてはいる。しかし、この議定書全体の性質として「テロリストを利する条約である」との評価は控えられている。軍事的な側面からの批判・懸念は他の諸国にもあり、それらについては留保・宣言を附すことによって対応可能であると考えられてきた。本マニュアルでの記述・説明を読む限りでは、米国についても同様の対応が可能なのではないかと思われる。

2 報道関係者に関する記述改訂

米軍新マニュアルは2015年6月に作成されたが、直後に、報道関係者（ジャーナリスト）の行動に対する記述について、懸念・批判が示された。これを受ける形で、主に当該記述を改める目的で、翌2016年5月に改訂版が出され

107 Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition, p.797.
108 樋口「ノート(5)」353頁参照
109 樋口「ノート(6)」56頁
110 樋口「ノート(6)」55～56頁
111 樋口「ノート(6)」54～56頁

ることとなった[112]。本節では、この記述変更について検討したい。

2015 年の新マニュアル公表間もなく、アメリカの新聞紙上で、このマニュアルにおける報道関係者に関する記述について、懸念が表明された。たとえば、New York Times 紙は、同年 8 月に以下のように報じた。

「このマニュアルにおいて、報道関係者は一般的に文民と考えられているが、しかし、場合によっては、『非特権的交戦者』――戦争において正規の戦闘員よりも保護の程度の劣る戦闘員について用いられる法律用語――と判断されうる。本マニュアルでは、『情報の中継（戦闘行動において即時に使用される情報の提供など）』は、場合によっては、『敵対行為への直接参加となりうる』とされる。本マニュアルは、『軍事行動についての報告は、情報収集、さらにはスパイ行為に類似しうるものであり』、従って、『公然と、かつ、当該当局の許可を得て行動すること』を報道関係者に求めている。そして、政府は『報道関係者が敵に重要な情報を知らせることがないように、報道関係者の作業を検閲し、その他の保安措置をとる必要がある』と述べる。本文書が指揮官、法務官、そして他国の公務員にとっての指針となるならば、報道の自由にとって重大な侵害となるであろう。[113]」

このようなメディアからの批判は的外れである、との論評[114]もあったが、しかし、翌 2016 年 5 月に報道関係者の項目についての記述の改訂がなされた。改訂版[115]における変更点を以下のように要約できる。

○　報道関係者の自由社会における重要性を強調する
○　報道関係者の文民としての保護をより強調する
○　軍事行動の報告がスパイ行為として見られうる旨の記述を削除する
○　戦闘行動の中継が敵対行為への直接参加になりうることや、重要情報

---

112 問題の項目は「報道関係者 Journalists 」（para.4.24）である。2016 年改訂版で実質的に改訂されたのはこの報道関係者の部分のみであり、その他は、わずかな変更・改訂、形式統一のための変更、記述の誤りの訂正等である(Description of Changes Promulgated on May 31, 2016)。

113 "The Pentagon and the Wartime Press", *The New York Times*, August 10, 2015 (LexisNexis)

114 たとえば、Charles J. Dunlap, Jr, "The DoD Law of War Manual and its Critics: Some Observations", *International Law Studies* Vol. 92 pp.107-112.

115 2015 DOD Manual (Updated May 2016) pp.171-176., para.4.24

の漏えいを防ぐ措置の必要性についての記述は維持されたが、その文章表現が修正され、報道関係者の作業を「検閲する(censor)」との表現が控えられた。

改訂版の記述にもあるように、報道関係者が戦場で自由に取材活動を行いうる法的な根拠はなく[116]、交戦国は敵への重要情報の漏えい防止に必要な措置をとりうる[117]。そして、直ちに利用可能な攻撃目標に関する情報伝達は、敵対行為への直接参加の一例と考えられている[118]。しかし、2015年当初版の記述は、報道関係者の活動の潜在的な危険性のみが強調され、スパイ活動との類似性にも言及され、その活動の検閲の必要性が述べられるなど、報道活動自体への警戒心を示すものであった[119]。改訂版においては、「報道関係者は、自由な社会と法の支配において、そして、武力紛争についての情報提供において、極めて重要な役割を有する。」ことを最初に確認し、そのうえで、文民として保護されるためにはその地位に反する行動をとってはならないことを述べている。実質的な内容に関して大きな違いはないが、当初版の報道関係者に関する警戒心が報道機関の反発を招いた、という側面があると思われる。

おわりに

国際人道法の研究において、軍マニュアルは重要な資料である。諸国、特に、政治的・軍事的に影響力の大きな国の人道法に関する解釈・法政策を知りうる貴重な情報源となるからである。もちろん、その作成の第一の目的は、自軍の人道法の履行確保であり、人道法自体への影響力の発揮は副次的なものである

116 「国際人道法は、紛争の影響を受けた地域や人々へのアクセス権を報道関係者に与えていない。」Nils Melzer, *International Humanitarian Law: A Comprehensive Introduction* (ICRC, 2016) p.230., また、ICRC Customary international humanitarian law, Vol. I, Rules, p.117. も同旨。

117 2015 DOD Manual (Updated May 2016) p.175, para.4.24.2.2

118 Joint Service Regulation (ZDv) 15/2 (2013), p.82., para.518., Nils Melzer, *Interpretive guidance on the notion of direct participation in hostilities under international humanitarian law* (ICRC, 2009) p.48.（和訳：黒崎将広 訳『国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針』（赤十字国際委員会駐日事務所、2012年）39頁）

119 2015 DOD Manual pp.173-175, para.4.24

けれども。

この軍マニュアルが人道法の研究・分析において便利な存在であるであるがゆえに、その利用方法について注意を払う必要がある。現在、わが国では、同様の軍マニュアルの存在は、知られていない[120]。人道法に関する法整備自体、永らくタブー視されてきたほどである[121]。近年、ようやくそのような誤解に基づく偏見も少なくなってきたように思われる。人道法に関する基本的な条約の条文の数は多く、さらに、不文の慣習法規則も存在する。これらについて簡潔に要約した平易な解説書は、人道法の履行確保の観点から有用なものと思われる。諸国の例を参考にしながら、わが国の軍マニュアル作成も検討されるべきであろう。

（2016 年 10 月）

[120] ICRC 慣習国際人道法研究の資料において、日本についての関連文書として、"Notification on the Treatment of an Emblem of the Red Cross and ID Cards for Medical Staff, Land Self-Defence Force Notification No. 92-11, 1 October 1965."のみが挙げられている（ICRC Customary international humanitarian law, Vol.II, Part 2 p.4201.）。なお、自衛隊の法務官が個人的に作成した著作として、鈴木和之『実務者のための国際人道法ハンドブック』（内外出版、2013 年）がある。

[121] この点について、樋口一彦「日本の一九七七年ジュネーヴ諸条約追加議定書加入について」『琉大法学』第 73 号 246 頁参照。

略語表：

2015 DOD Manual： *Department of Defense Law of War Manual* (June 2015, Office of General Counsel, Department of Defense)

B-GJ-005-104/FP-021： *The Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Levels*, B-GJ-005-104/FP-021

Hays Parks, " The US and the Laws of War "： Hays Parks, " The US and the Laws of War- Summary of the International Law Discussion Group meeting held at Chatham House on Monday, 21 February 2011-", pp.5, 8-9. (https://www.chathamhouse.org/sites/files/chathamhouse/public/Research/International%20Law/il210211summary.pdf))

ICRC 1949 年ジュネーヴ第一条約 2016 年新コメンタリー： ICRC, Commentary on the First Geneva Convention: Convention (I) for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field, 2nd edition, 2016,(https://ihl-databases.icrc.org/ihl/full/GCI-commentary)

ICRC Customary international humanitarian law: Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck with contributions by Carolin Alvermann, Angela Cotroneo, Antoine Grand and Baptiste Rolle, *Customary international humanitarian law* (Cambridge University Press, 2005)

Joint Service Regulation (ZDv) 15/2 (2013): Federal Ministry of Defence, *Joint Service Regulation (ZDv) 15/2 Law of Armed Conflict– Manual –* (Berlin, 1 May 2013)

Max Planck Encyclopedia 2012: Rüdiger Wolfrum (ed.), *The Max Planck*

Encyclopedia of Public International Law (Oxford University Press, 2012)

Nobuo Hayashi (ed.), National Military Manuals: Nobuo Hayashi (ed.), *National Military Manuals on the Law of Armed Conflict* (International Peace Research Institute, Oslo, 2008)

Schindler and Toman (eds.), Fourth Edition : Dietrich Schindler and Jiri Toman (eds.), *The Laws of Armed Conflicts,* Fourth Edition, (Nijhoff, 2004)

UK Ministry of Defence, Manual 2004 : UK Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict* (Oxford University Press, 2004)

樋口「1977 年ジュネーヴ諸条約追加議定書と慣習国際人道法」: 樋口一彦「1977 年ジュネーヴ諸条約追加議定書と慣習国際人道法――国際立法の観点から――」『藤田久一先生古稀記念 国際立法の最前線』(有信堂、2009 年)

樋口「アメリカの批准拒否」: 樋口一彦「アメリカの行政部によるジュネーヴ諸条約第二議定書の批准，及び第一議定書の批准拒否，の決定」『関西大学大学院 法学ジャーナル』第 49 号

樋口「ノート(1)」: 樋口一彦「国際人道法ノート(1)」『琉大法学』第 86 号

樋口「ノート(2)」: 樋口一彦「国際人道法ノート(2)」『琉大法学』第 87 号

樋口「ノート(3)」: 樋口一彦「国際人道法ノート(3)」『琉大法学』第 88 号

樋口「ノート(4)」: 樋口一彦「国際人道法ノート(4)」『琉大法学』第 89 号

樋口「ノート(5)」: 樋口一彦「国際人道法ノート(5)」『琉大法学』第 90 号

樋口「ノート(6)」：　樋口一彦「国際人道法ノート(6)」『琉大法学』第91号

樋口「ノート(7)」：　樋口一彦「国際人道法ノート(7)」『琉大法学』第93号